



年金相談所開設日程表

●京都南年金事務所

※両会場とも年金相談のみです。

郡市名	開設日		開設時間	開設場所	京都南年金事務所 電話予約 TEL 075-643-2620 【平日 8:30～17:15】
木津川市	4月28日(水)	5月26日(水)	10:00～16:00	木津川市庁舎北別館	
八幡市	4月23日(金)	5月28日(金)	10:00～16:00	八幡市文化センター	

●舞鶴年金事務所

※いずれの会場とも年金相談のみです。

郡市名	開設日		開設時間	開設場所	舞鶴年金事務所 電話予約 TEL 0773-76-5772 【平日 8:30～17:15】
福知山市	4月1日(木)	5月6日(木)	10:15～15:45	福知山市役所	
京丹後市	4月8日(木)	5月12日(水)	10:45～15:30	アグリセンター大宮	
福知山市	4月15日(木)	5月20日(木)	10:15～15:45	中丹勤労者福祉会館	
京丹後市	4月22日(木)	5月27日(木)	10:45～15:30	峰山総合福祉センター	

年金相談所では、お待ちいただく時間を少なくするために「予約制」を実施させていただいております。

※出張相談につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等により中止となる場合がありますので、予めご了承ください。
※予約なしでお越しいただいた場合、会場使用の関係上、相談をお受けできない場合がありますのでご了承ください。

予約方法

- 1 予約電話にご連絡ください
(予約以外のご用件はお受けできませんのでご注意ください。)
- 2 受付の際に、「基礎年金番号」「氏名」「住所」「電話番号」「相談内容」等についてお伺いします。(お手元に、「年金手帳」または「基礎年金番号通知書」をご用意ください)
- 3 ご希望の「会場」「予約時間」をお伺いします。
(予約状況により、ご希望に添えないことがありますのでご了承ください)
※相談当日は、予約時間の「5分前」までにお越しください。
※当日、ご都合により来所できない場合は、事前にご連絡をお願いします。

INDEX

日本年金機構からのお知らせ

- 年金手続における押印省略の取扱いについて 2

協会けんぽ京都支部からのお知らせ

- 協会けんぽ京都支部
令和3年度保険料率のお知らせ 3
- 2021年3月からマイナンバーカードが
健康保険証として利用できるようになります！ 4

事業主の皆さまへ

日本年金機構からのお知らせ

年金手続における押印省略の取扱いについて

政府において対応が進められている押印廃止の方針を受け、日本年金機構が取り扱う各種申請・届出様式については、**原則、押印を廃止しました。**

具体的には、令和2年12月25日付けで「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」が公布され、同日から施行されました。

この省令改正に合わせて、各種申請・届出様式の改正を行い、「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」や「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」等の**厚生年金保険関係の手続きの事業主の押印については、原則、廃止**されました（押印欄のある旧様式は、引き続き使用可能です）。

なお、これまで申出者である従業員（被保険者）の押印を必須としていた以下の届書については、従業員（被保険者）本人の申出であることを確認するため、押印欄に代わってチェックボックス（☒）欄を設けることになりました。

● 育児休業等終了時報酬月額変更届

● 産前産後休業終了時報酬月額変更届

〈例〉産前産後休業終了時報酬月額変更届

《旧》

産前産後休業を終了した際の標準報酬月額の改定について申出します。
(健康保険法施行規則第38条の3及び厚生年金保険法施行規則第10条の2)

申出者署名欄

日本年金機構理事長あて

住所

氏名

印欄を削除



《新》

☐ 産前産後休業を終了した際の標準報酬月額の改定について申出します。
(健康保険法施行規則第38条の3及び厚生年金保険法施行規則第10条の2)

申出者署名欄

※必ず☒に✓をしてください

日本年金機構理事長あて

住所

氏名

チェックボックス欄を追加

国民年金関係の手続においても、申請者の押印は不要となっています。

日本年金機構

上 京年金事務所 ☎ 075-415-1165
中 京年金事務所 ☎ 075-251-1165
下 京年金事務所 ☎ 075-341-1165

京都南年金事務所 ☎ 075-644-1165
京都西年金事務所 ☎ 075-323-1170
舞鶴年金事務所 ☎ 0773-78-1165

協会けんぽ京都支部令和3年度保険料率のお知らせ

令和3年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、本年3月分（4月納付分）からの適用となります。皆さまのご理解をお願い申し上げます。

健康保険料率

給与・賞与の **10.03%**
令和3年2月分（3月納付分）まで

0.03%上昇

給与・賞与の **10.06%**
令和3年3月分（4月納付分）から

介護保険料率

給与・賞与の **1.79%**
令和3年2月分（3月納付分）まで

0.01%上昇

給与・賞与の **1.80%**
令和3年3月分（4月納付分）から

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

健康保険料率の内訳

健康保険料率（10.06%）のうち、6.53%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.53%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

各都道府県の健康保険料率は、都道府県ごとの医療費水準に基づいて算出されます。そのため、事業所を挙げて健康づくり（健康宣言）に取り組んでいただき、皆さまが健康診断や保健指導を受けていただくことで、疾病の予防や早期発見、生活習慣の改善が可能となるとともに、事業所における生産性の維持や向上につながります。また、このような健康づくりの取り組みを続けることが、将来の医療費の上昇を抑えて、保険料率の伸びを抑えることにつながります。

ご確認ください！ 健康保険等に関する申請先は下記のとおりです

健康保険に関する申請書は、種類によって提出先が分かれております。今一度ご確認をお願いいたします。

提出先

〒604-8508

全国健康保険協会 京都支部

京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町634
カラスプラザ21 1階

提出先

〒600-8642

日本年金機構京都事務センター

※郵便番号と京都事務センターの名称のみで届きます。
※郵送専用の窓口です。お問い合わせは管轄の年金事務所へ。



健康保険の給付（傷病手当金など）や退職後の健康保険（任意継続）に関するお届けはこちらです。

【お知らせ】協会けんぽへの生活習慣病予防健診の申込書の提出は不要です。加入者（被保険者）・事業主様から健診実施機関に対して直接予約をしてください。

- 被保険者証再交付申請書
- 高齢受給者証再交付申請書

- 傷病手当金支給申請書 ●療養費支給申請書
- 高額療養費支給申請書 ●限度額適用認定申請書
- 限度額適用・標準負担額減額認定申請書
- 特定疾病療養受療証交付申請書
- 第三者等の行為による傷病届

- 出産手当金支給申請書
- 出産育児一時金支給申請書

- 特定健康診査受診券（セット券）申請書

- 埋葬料（費）支給申請書

- 任意継続被保険者資格取得申出書
- 任意継続被保険者資格喪失申出届
- 任意継続被保険者被扶養者（異動）届

ご提出は郵送をお願いします

従業員の採用

変更・訂正

再交付

給与・賞与

病気・ケガ・入院等

出産・育児休業

健康診断

退職・死亡

退職後の保険（任意継続）

事業所に
関するもの

在職中の方の健康保険・厚生年金に関するお届けはこちらです。

●被保険者資格取得届

●健康保険被扶養者（異動）届

●被保険者住所変更届※ ※マイナンバーの利用で
●被保険者氏名変更（訂正）届※ 省略可

●年金手帳再交付申請書

●被保険者報酬月額算定基礎届
●被保険者報酬月額変更届 ●被保険者賞与支払届

●産前産後休業取得者申出書
●育児休業等取得者申出書
●産前産後休業終了時報酬月額変更届
●厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書
●育児休業等終了時報酬月額変更届

●被保険者資格喪失届
●健康保険被保険者証回収不能届

●適用事業所名称/所在地変更（訂正）届
●事業所関係変更（訂正）届



全国健康保険協会 京都支部

協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/kyoto/> 【企画総務グループ ☎ 075-256-8636】

協会けんぽ 京都

検索

ホームページ
はこちら



事業主の皆さまへ

協会けんぽ京都支部からのお知らせ

【重要なお知らせ】 従業員の皆さまへご案内いただきますよう、お願いいたします。

2021年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！

※ 医療機関・薬局によって開始時期が異なります。
利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。

1 マイナンバーカードをカードリーダーにかざす

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

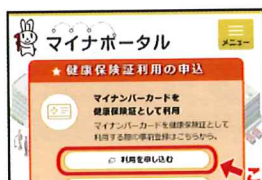


2 オンラインであなたの医療保険資格を確認！

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。



利用申込はカンタン！



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申し込みが必要です。利用の申込は、マイナポータル*でできます。

(*) 子育てや介護をはじめとする行政手続きの検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



どんないいことが？

6つのメリット

1 健康保険証としてずっと使える！

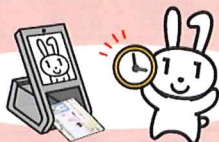
マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越しても保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。



※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。

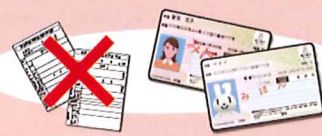
2 医療保険の資格確認がスピーディに！

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。



3 手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払が免除されます。



※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

4 健康管理や医療の質が向上！

マイナポータルで、2021年3月から自分の特定健診情報を、2021年10月(予定)から自分の薬剤情報を確認できるようになります。

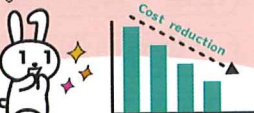
※特定健診情報の確認は、医療保険者によって開始時期が異なります。

本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、今までに使った薬剤情報や特定健診情報が医師等と共有できます。



5 医療保険の事務コストの削減！

医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、医療保険者等の事務処理のコスト削減につながります。



6 マイナンバーカードで医療費控除も便利に！

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります(2021年10月予定)。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて自動入力が可能になります。



健康保険証利用申し込みのお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4」→「2」の順にお進みください。
【受付】平日9:30~20:00、土日祝9:30~17:30

【ご注意ください】マイナンバーカードの健康保険証利用は医療機関・薬局によって開始時期が異なりますので、健康保険証を併せてご持参いただきますようお願いいたします。
※開始時期については、厚生労働省または社会保険診療報酬支払基金のホームページにてご確認ください。



全国健康保険協会 京都支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/kyoto/>

協会けんぽ 京都

検索

ホームページはこちら



■ 京都府社会保険協会のホームページ <https://www.shaho-kyoto.or.jp>

発行／(一財)京都府社会保険協会
京都市中京区西洞院通六角下る池須町408-1
北ビル3階
TEL.075-251-1190

職場内で回覧しましょう